

2023年2月27日

リ・ジェネレーション株式会社 御中

東京都台東区上野1丁目15番3号  
株式会社ナガホリ  
代表取締役社長 長堀 慶太

### 臨時株主総会に関する追加質問状（1）

前略 当社が貴社に対して交付した2月8日付け「質問状」（以下「**臨時株主総会に関する質問状**」といいます。）について、当社は、2月20日、貴社の代理人より同日付け「回答書兼反論書」（以下「**臨時株主総会に関する回答書**」といいます。）を受領致しました。

しかしながら、臨時株主総会に関する回答書は、当社からの質問に対して正面から回答せず、抽象的な回答に留めるものや、合理的な理由もなく回答を拒絶するものが多数含まれているほか、当社に対して逆に質問を行うことで自らの回答を回避しようとしていると言わざるを得ません。

臨時株主総会に関する質問状は、貴社ないし貴社代表者尾端友成氏（以下「**尾端氏**」といいます。）に関する事項や貴社が当社取締役を選任することを求めている尾端氏を含む4名の候補者の当社取締役としての資質・適格性に関連する事項等、本臨時株主総会での議案の審議に際して株主の皆様の判断に必要又は参考となると考えられる事項につき、提案株主である貴社の回答を求めるものです。にも拘らず、貴社からの回答では、本臨時株主総会での議案の審議に際して株主の皆様の判断に必要又は参考となると考えられる情報を十分に回答いただけていないものと思われるため、当社は、貴社に対して、以下の質問事項について、改めて真摯な回答を求めます。

なお、貴社による逆質問については、上記のとおり、これを行うことで本来的に貴社が回答すべき事項の回答を避ける意図であることは明らかではありますが、当社としては、株主の皆様の判断に参考となる情報を提供するという観点から、これらの当社に対する質問に対しても、別途回答致します。

また、当社は、貴社からの株主提案に関する当社の意見を決定・公表する前にも、当社

が抱いている懸念点や疑問点<sup>1</sup>を貴社の代表者である尾端氏を含めた取締役候補者に対して直接ご質問し、詳細のご説明を頂く機会を設け、貴社の代表者を含めた取締役候補者からのご説明も踏まえた上で当社の意見を決定すべく面談の打診を行いました。貴社は、当社代表取締役と貴社の代表者のみの1対1の面談に固執され、また、会場についても、貴社の希望を踏まえ当社が当初提案した当社本社での開催から譲歩して、中間案として、当社以外の会議室での開催を提示したにも拘らず、貴社本社での開催に固執される等されたため、当該面談は実現に至りませんでした。

この点に関して、貴社の「臨時株主総会に関する回答書」では、

「当社ないし当社代表者である尾端氏としては、急遽の協議依頼がされた中であって、最大限、都合を融通し、また、公平を期したご提案をさせていただいたものと理解しておりますので、当社が面談を合理的な理由なく拒否したとのご説明は、事実を矮小化したものであり、そのような謂れのない指摘を受けることは大変遺憾です」

と主張されていますが、当社は面談日時については貴社のご要望を受け入れており、また、2023年2月9日付け当社プレスリリース「リ・ジェネレーションがその提案に係る取締役候補者4名と当社役員との面談を拒否したことについて」でもお知らせ致しましたとおり、株主から取締役選任に係る株主提案（臨時株主総会招集請求を伴うものを含む。）がされた場合に、株主提案に係る取締役候補者について会社が意見を形成するために、或いは、当該候補者を会社提案による取締役候補者とするか否かを決定するために、会社側が株主提案に係る取締役候補者と面談する事例は多数存在しており、当社による貴社に対する貴社の株主提案に係る取締役候補者との面談の申し入れは何ら特別なことではありません。

繰り返しになりますが、当該面談を打診した趣旨は、貴社の株主提案に係る取締役候補者4名が当社取締役にふさわしい能力、経験、人格識見等を有しているかを確認し、当該面談の結果も踏まえて当社の意見を公表することによって、株主の皆様による議決権行使の判断材料に供するという点にあるのであって、当該面談は、貴社代表者と当社代表取締役社長との間で、何らかの「協議」を行う場ではありません。

したがって、貴社のご主張は、当社が貴社の株主提案に係る取締役候補者4名との面談を申し入れた趣旨を貴社に都合よく曲解し、貴社が株主提案に係る4名の取締役候補者と当社役員との面談を拒絶したことを、当社と提案株主との「対話」という別次元の話にすり替えて正当化を図ろうとするものであって、このような貴社の姿勢は、遺憾としかいいようがありません。貴社は、論点をすり替えるなどして面談に応じないことを正当化することとどまらず、客観的な事実や報道の存在に基づく当社の主張や疑問を単に虚偽であると誹謗中傷である等と非難し、責任追及まで示唆するような威迫的なプレスリリースを

<sup>1</sup> 2023年1月18日付けダイヤモンド・オンライン記事「宝飾大手ナガホリに“マルチ商法集団”と指摘された筆頭株主が大反論！『長堀社長は限界だ』」によれば、尾端氏は自らが過去に2年ほどマルチ商法に携わっていた事実を明らかにするなど、これまでの当社の懸念や疑問をさらに深めるような言動に出ています。

行ってきましたが、本臨時株主総会の各議案について当社の株主の皆様が適切に議決権行使を行うことができるよう、十分な情報開示を実施して頂くこと、そのために、当社からの本質問状に記載された数々の疑問点や事実確認について誠実かつ真摯に回答することを、改めてここに強く要望する次第です。

貴社が、株主提案を行って当社の経営陣の交代を提案される以上、株主の皆様のご検討及びご判断のために、貴社がこれまで回答を避けられてきた各取締役候補者に関するネガティブな評価となり得る質問に対しても詳らかにご回答下さい。

当社と致しましては、当社の質問及び貴社のご回答そのものを公表することで、当社の解釈や要約の正確性の問題を惹起せずには情報を開示することができることから、投資家の投資判断に重要と思われる事項として、貴社とのやり取りについても継続的に開示しています。貴社からも、2022年7月14日付け「要望書」以降、当社ホームページでの開示をご要請頂いており、このような公表についてはご了承頂いていると理解しております。本書面及びご回答並びに貴社の逆質問に対する当社の回答に関しても、従前と同様に公表致しますので、予めご承知おきください<sup>2</sup>。また、念のため付言いたしますと、当社の質問状及び貴社の回答書等の開示は、東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における適時開示としてではなく、当社ウェブサイトによる任意開示として行う予定であり、ご回答の内容（或いは未回答であればその事実）について、場合によっては金融当局や証券当局及び当社が株主管理の一環で把握している貴社の取引金融機関等に対して情報提供を行う可能性がございます。

以下、特に断りのない限り、当社のこれまでの書面にして使用した略語を本書面においてもそのまま使用させていただきます。また、本書面につきましても、本臨時株主総会までに時間が限られていることに鑑み、引き続き、ファクシミリにて送信した書面を正式書面とさせていただきます。

---

<sup>2</sup> 貴社の回答書（7）以降、貴社からは、貴社の回答書の開示時期について、当社が受領次第開示することを要請されていますが、後記のとおり、当社の質問に対して誠実にお答え頂いているとは思われなため、投資家の誤解を招かないよう当社の回答及び質問状と併せて開示しております。貴社の「臨時株主総会に関する回答書」では、「そもそも、当社〔リ・ジェネレーション〕が自社の回答書等の開示を要請しているのは、まさにご指摘のとおり『上場会社』である貴社〔ナガホリ〕において、当社〔リ・ジェネレーション〕からの回答書等は投資家の投資判断に重要な影響を与え、貴社〔ナガホリ〕の一般株主が議決権等の株主権を行使するに当たっても重要な情報であるとの自覚が当社〔リ・ジェネレーション〕においてあるからです」と主張されておりますが、まさに、当社としては、貴社の回答書について、「当社の質問に対して誠実にお答え頂いているとは思われな」と判断し、投資家の誤解を招かないよう当社の回答及び質問状と併せて開示しております。本書面のご回答に関しても、ご回答の内容によっては、開示時期については、同様に扱う可能性がございますので、ご留意ください。繰り返しになりますが、貴社のウェブサイトでは、当社とは異なり、当社からの回答及び質問状は開示をされず、貴社が発出した書面のみを掲載されていると認識しており、このような貴社のウェブサイトでの開示姿勢にも拘らず、当社ウェブサイトでの貴社書面の即時の開示をご要請されているのは（当社が上場会社である点を考慮しても）一貫性のない対応であり理解に苦しむところです。

## 1 貴社が擁立した取締役候補者4名に関する質問事項について

貴社は、本臨時株主総会において、独立社外取締役を含む当社の現任取締役6名全員の解任と、貴社代表者尾端氏を含む貴社が擁立した取締役候補者4名の選任を提案されているため、貴社の目的は当社の経営支配権の取得にあると考えられ、そのことを貴社も否定しておられません。一方で、当社は、ブランド価値の維持が企業価値の維持・向上に不可欠な宝飾品販売事業を営む上場会社であって、マネー・ローンダリング防止のために犯罪収益移転防止法の適用を受けるなど法令遵守が特に求められます。このため、各候補者の法令遵守の状況に関する以下の各質問事項に対して詳細にご説明ください。

この点に関して、貴社の「臨時株主総会に関する回答書」では、当社からの質問に回答する前に「始めに、」として、当社が「どうして、『今回に限り』このような詳細な事実の確認ないし株主への情報開示を求めているののでしょうか」として「先ずは、どうして、『今回に限り』このような詳細な事実の確認ないし株主への情報開示を求めているのか、その点についてご回答ください。」と逆質問から始められておりますが、既に繰り返しご説明しているとおりに、貴社として、株主提案を行って当社の経営陣の交代を提案される以上、各取締役候補者に関するネガティブな評価となり得る質問に対しても詳らかにご回答頂く必要があると考えております。

なお、当然ながら、当社では、当社が提案する取締役候補者についても、（コーポレート・ガバナンスに関する報告書<sup>3</sup>でご説明しているとおりに）業務執行を担当する取締役にについては、取締役としての人格及び識見があり、誠実な職務遂行に必要な意思と能力が備わっている者の中から経験と実績を考慮し、当社の持続的な成長に貢献できる人材を候補としています。また、社外取締役については、「執行と監督の分離」をさらに強固なものとするべく、「社外役員の独立性についての考え方」の基準をすべて充たすことに加え、高度な専門的知識を有する人材や、経営及び業務執行に関する豊富な経験と高い見識のある人材を候補としております。そして、当然のことながら、これまでの当社における取締役候補の選定プロセスにおいても必要な調査は行っております。

これに対して、今回貴社から擁立された取締役候補者4名については、貴社より受領した2022年11月21日付け「臨時株主総会招集請求書」（以下単に「**招集請求書**」といい、当該請求書の第2の2「株主提案の内容について」に記載の内容を以下「**貴社提案**」といいます。）の記載だけでは判断の前提となる情報があまりに不足しており、当社において入手可能な情報に基づき調査したところ追加で確認すべきと考えられる様々な事項が散見されたばかりか、上記のとおり面談を拒絶されたため、こうして質問状をお送り

<sup>3</sup> <https://www2.jpx.co.jp/disc/81390/140120220929538473.pdf> を参照。

せざるを得ないものです。

## (1) 貴社代表者尾端氏について

### ア 貴社代表者尾端氏がARKの法務部長を名乗っていたことについて

当社が調査したところによれば、株式会社ARK（以下「ARK」といいます。）は、2022年3月、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）に違反する行為があったとして中部経済産業局及び石川県から行政処分を受けているとも報じられているほか、e-World Capital Partners Japan株式会社（尾端氏の取締役就任日である2011年9月1日に株式会社アルファスターから商号変更。以下「EWCP」といいます。）及び株式会社Sanctuary（以下「Sanctuary」といいます。）の後継の会社であるものと合理的に考えられますが、「尾端友成」を名乗る人物がARKの「法務部長」と表示した名刺を持って富山県消費生活センターを訪れたとの情報を得ています。この点に関して、貴社からの「臨時株主総会に関する回答書」では、

「貴社ご指摘のARKの法務部長の名刺を持参した人物は尾端になりますが、尾端が正式にARKの法務部長を務めていたことはなく、ARKに対する問い合わせに対応する人材不足だった時期に、葉室氏からの依頼を受けて、尾端において、その時限り、ARKの法務部長として、消費生活センターに状況を伺いに訪問したものです。」

と記載され、上記ARKの法務部長の名刺を持った人物が、貴社代表者尾端氏と同一人物であると認められています。

(ア) しかしながら、貴社が「その時限り」であるとされている点については、①実際に提示された名刺の写真（【添付附属資料】をご参照ください。）を見ると、名刺自体がデザインを含めてかなり精巧に作られており、通常、名刺を作成する業者が作成するようなものであると考えられます。そのような精巧な名刺をわざわざ手間とコストをかけて作成している以上、「その場限り」のものではなく、継続的に利用されていたものであると強く推測され、貴社からの上記ご説明は虚偽ではないかと強く懸念しております。にも拘わらず、「その時限り」とされるのであれば、具体的にどの期間であったかご回答ください。また、仮に上記ご説明が真実であるとする②尾端氏は葉室氏からの依頼に従って、本来は法務部長ではないのに身分を詐称する形で富山県消費生活センターを訪れ対応にあたったということになりますが、その理解でよいか、念のため確認させてください。

(イ) また、貴社からの「臨時株主総会に関する回答書」では、

「繰り返しになりますが、尾端において、違法なマルチ商法に関与していた事実はありません」

と記載されておりますが、当社からの2022年11月4日付け「質問状（10）」で記載したとおり、EWCPについては、貴社代表者尾端氏が取締役にな任中であった2013年3月21日付けで、静岡県から、特定商取引法に基づき、①勧誘目的を明確にしない勧誘、②別目的を示しての勧誘、③連鎖販売業の概要書面の不交付、④適合性原則違反、⑤意に反する執拗な勧誘を理由として行政指導を受け、それに対する業務改善書を同月27日付けで同県に提出しているとの情報に接しており<sup>4</sup>、また、2022年10月26日付けダイヤモンド・オンライン記事「オンラインゲームの利益で高配当をうたう『マルチ商法』の被害者が連絡会結成へ」によれば、現在EWCPの元取締役の男性3名に対する損害賠償請求が東京地方裁判所に提起されているうえに、「EWCP・Sanctuary・ARK被害連絡会」が設立されています<sup>5</sup>。さらに、ARKについても、上記のとおり、2022年3月、特定商取引法に違反する行為があったとして中部経済産業局及び石川県から行政処分を受けているとも報じられているところです。これらの行政指導・行政処分・被害者からの民事訴訟提起を受けているにも拘わらず、**「尾端において、違法なマルチ商法に関与していた事実はありません」と記載されている根拠をご説明ください。**

貴社からの「臨時株主総会に関する回答書」では、「マルチ商法自体、法律に則って適法に行えば何ら問題のない行為であるにもかかわらず、これに関与していた事実のみをもって『重大な懸念』などと印象操作をされることは、厳にお控えください」と記載されていますが、当社は、上記の行政指導・行政処分・被害者からの民事訴訟提起の事実を重視しており、且つ、これらの事実を摘示してご質問しているのであって、「印象操作」などではなく、むしろ、貴社が、これらについて何らのご説明がないまま、貴社代表者が、自らが関与されたマルチ商法が何ら問題のない「適法」なマルチ商法であるかのように主張されることこそ、まさに「印象操作」に他ならないと考えております。

## イ 2023年1月18日付けダイヤモンド・オンライン記事「宝飾大手ナガホリに“マルチ商法集団”と指摘された筆頭株主が大反論！『長堀社長は限界だ』」における尾端氏の発言内容について

(ア) まず、貴社からの「臨時株主総会に関する回答書」では、  
「仮に、尾端が貴社の役員に就任することによって貴社のブランドイメージ

<sup>4</sup> ちなみに、正にかかる業務改善書が提出されたのと同じ同月27日に、貴社代表者尾端氏が設立時監査役及び代表清算人を務めた上に、2014年10月1日から2015年6月1日までプラスワンホールディングス株式会社（以下「**プラスワン**」といいます。）と本店所在地が同一であったSanctuaryが設立されています。

<sup>5</sup> <https://www.esa-higai.jp/>を参照。

やステークホルダーとの信頼関係が崩れるとすれば、それは、貴社の質問状のような過大かつ誤った印象操作という外的要因によるものであり、甚だ遺憾です」

「貴社の取引先や金融機関から懸念の声が上がっているのであれば、上記のとおり、貴社ないし貴職らの不当な印象操作によるものであって、大変遺憾です。したがって、そのような声に対しては、当社ないし尾端が違法なマルチ商法等には一切関与していないことを説明するとともに、貴社ないし貴職らによって不当な印象操作が行われたことを声高に主張するのみです」

と記載されておりますが、当社の「ブランドイメージやステークホルダーとの信頼関係が崩れる」又は当社の「取引先や金融機関から懸念の声が上がっている」原因となるのは、まさに、上記のインタビュー記事における、インタビュアーからの「あなたが経営を担えば、百貨店や銀行の信用を失い、取引ができなくなるという指摘」があるがどう思うかとの質問に対する尾端氏の

「そんなわけないですよ（笑）。『融資を受けられなくなる』と長堀社長は言いますが、なぜ融資に頼るのか。」

とのご発言や、

「（宝飾）業界を熟知していると豪語する人ほど、私からすれば、もう限界が来ていると感じてしまいます。」

など、貴金属・宝飾品業界に従事する関係者全体が長年にわたって築きあげてきたステークホルダーとの信頼関係そのものを著しく軽視するような発言に端的に表れているように、ご自身の言動や経歴に起因するものに外ならないのであって、当社による印象操作など一切ありません。

また、貴社は、「記事に記載された内容は、あくまでメディアによって編集されたものであるにもかかわらず、『信頼関係を軽んじる』などと一方的な評価を下すこと自体、メディアリテラシーの欠如著しく、記事の読み方として大きく誤っています」と主張されますが、メディアによって記載された内容が事実に沿う限りは、記載された内容に沿って、評価を下すこと自体は何ら不当なことではなく、上記の尾端氏の発言に対する評価それ自体も決して不合理ではないと考えます。

そもそも上記発言は、尾端氏の単独インタビューを記事にされたもので、尾端氏の発言を正確に反映されていると考えますが、もし万が一貴社として、発言した事実がないのに記事が掲載されたらとご主張されるのであれば、貴社代理人が株式会社ダイヤモンド社に対して、2022年12月23日付けで、同社がウェブサイトに掲載した「『地上げ屋とマルチ商法の投資集団に狙われた』宝飾大手ナガホリ社長が衝撃の内幕を初激白」と題する記事に対する「嚴重抗議書」を送られたように（なお、当該嚴重抗議書は現在では貴社のウェブサイトにも

は掲載されていないようですが、2022年12月23日時点では掲載されていたことを確認しております。)、今回のインタビュー記事についても、同様に抗議を行っているのでしょうか。

- (イ) 以上を踏まえ、改めて、①尾端氏によるマルチ商法への関与が事実であるとするならば、そのような経歴を有する者が当社の経営支配権の取得を企図することによって当社のブランドイメージやステークホルダーとの信頼関係にどのような影響を及ぼすとお考えであるか、②当社の取引先や取引金融機関からの懸念の声に対してどのようにご回答するつもりであるかについてご説明ください。

#### ウ 貴社ないし貴社代表者尾端氏とSCS株式会社の関係性及びその法令遵守の状況について

上記アに加えて、これまでもご質問をし、当社の「臨時株主総会に関する質問状」2(1)ウでもご指摘しているとおり、貴社代表者尾端氏は、現在、東門猛氏が代表取締役を務めているARKの運営に深く関与していると考えざるを得ない事実が散見されるところですが、この東門猛氏が代表取締役を務めるARK及び株式会社PREMIUM(以下「PREMIUM」といいます。)、並びに、(東門猛氏の実弟である)東門篤氏が代表取締役を務める集金代行・決済代行業者であるSCT株式会社(以下「SCT」といいます。)は、当社の「臨時株主総会に関する質問状」2(1)エに記載のとおり、いずれも同じ東京都文京区湯島三丁目39番5号5Fに本店所在地を置いており、更には、同じく東門猛氏が代表取締役を務めるSCS株式会社(以下「SCS」といいます。)も本店所在地が同一です。

このようにARKを含めた複数の会社と同一の本店所在にあるSCSについては、外貨両替事業サクラカレンシーサービスを運営されていると思われます。そして、このような外貨両替事業は、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」といいます。)上の両替業務(業として外国通貨又は旅行小切手の売買を行うことをいいます<sup>6</sup>。)に該当するほか、これを業とするSCSは、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」といいます。)上の特定事業者<sup>7</sup>に該当します。そのため、SCSは、マネー・ローンダリングやテロ資金への対策の観点から、疑わしい取引及び同種

<sup>6</sup> 外為法22条の3参照。

<sup>7</sup> 犯収法2条2項38号参照。

の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引についての本人確認義務<sup>8</sup>等の義務を負っています。さらに、犯収法上、SCSには、本人確認義務が生じる上記取引に関し、收受した現金等が犯罪収益等である疑いがある場合には、財務大臣に疑わしい取引の届出を行う義務があります<sup>9</sup>。

上記のとおり、当社はブランド価値の維持が企業価値の維持・向上に不可欠な宝飾品販売事業を営む上場会社として、法令遵守が特に求められるところ、①貴社代表者尾端氏とSCSの代表取締役である東門猛氏とは、尾端氏が唯一の代表者であって、その株式の100%を保有しているプラスワンの子会社であった（つまりは、尾端氏にとっては孫会社に当たる）PREMIUMの唯一の代表取締役及びARKの現在の代表取締役を東門猛氏が務めている（なお、PREMIUMにおける東門猛氏の前任の代表取締役は尾端氏）など、親密な関係にあると考えられることや、②当社も宝石・貴金属取扱事業者として犯収法上の特定事業者にあたることから、同じく犯収法上の特定事業者であるSCSの法令遵守の状況も、貴社代表者尾端氏の当社取締役としての資質・適格性に合理的に関連する事項であると考えられます。このため、以下の各質問事項に対して改めて詳細にご説明ください。

なお、この点について、貴社からの「臨時株主総会に関する回答書」では、

「先ず、尾端において、東門氏とは数年前に1度お会いしただけで、その後、SCSとの間にも出資はもとより、取引関係も一切ありません。なお、PREMIUM社のMAについても、コンサルタントの紹介で成立したものであり、契約締結時も本人とはお会いしていません。したがって、SCSの法令遵守状況について、当社が申し上げるべき事情はございません。」

とご回答頂いておりますが、(a)面識があるにもかかわらず、PREMIUMの株式を尾端氏が東門猛氏に売却する際にコミュニケーションをとっていないというのは不可解ですし、(b)下記質問は(イ)・(ウ)の「法令遵守状況」だけでなく、(ア)のとおり、貴社ないし貴社代表者尾端氏とSCS及び東門猛氏とのご関係について質問しておりますので、改めてご回答ください。

(ア) 貴社ないし貴社代表者尾端氏とSCS及び東門猛氏とのご関係（特に貴社代表者尾端氏はSCSの株主であるか否か、SCSに対して資金を貸し付けているか否か）

<sup>8</sup> 外為法22条の3、外国為替令（以下「**外為令**」といいます。）11条の6、犯収法4条、犯収法施行令（以下「**犯収令**」といいます。）6条19号、7条1項柱書・1号ノ、犯収法施行規則5条参照。

<sup>9</sup> 犯収法8条1項参照。

(イ) SCSが行っている両替業務に関して、SCSが適時適切に上記の外為法・犯収法に基づく各義務を履行しているか

(ウ) SCSによる暗号資産交換業者の登録状況及び関連する法令遵守の状況

(i) SCSは、同社が運営するとみられるFacebook上の記事<sup>10</sup>において、「BTC、XRP、ETHを日本円への両替サービス」（原文ママ）を行っているとされており、このような暗号資産の売買は、資金の決済に関する法律（以下「**資金決済法**」といいます。）上の暗号資産交換業<sup>11</sup>に該当します。そして、暗号資産交換業は、暗号資産交換業者としての登録を金融庁においてしていなければ、これを営むことはできない<sup>12</sup>にもかかわらず、**金融庁の公表する「暗号資産交換業者登録一覧」<sup>13</sup>にはSCSの商号が見当たりません。**

そこで、SCSの**上記法令の遵守状況についてご説明ください。**

(ii) また、SCSは、暗号資産交換業に係る取引のうち、10万円を超えるものについては、上記で摘示した**両替業務を営む者と同様の外為法上の義務を課されています**<sup>14 15</sup>。このため、SCSが行っている暗号資産交換業務に関して、**SCSが適時適切に上記の各義務を実施しているか**につき、ご説明ください。

(2) 佐藤彩奈氏（以下「佐藤氏」といいます。）について

ア オアノへの転職理由について

招集請求書記載の略歴によれば、佐藤氏は、2019年4月に（新卒で）株式会社レオパレス21（以下「**レオパレス21**」といいます。）に入社したものの、その1年5か月後の2020年9月に株式会社オアノエンターテインメント（以下「**オアノ**」といいます。）に転職したとされており、その転職理由について、貴社からの「臨時株主総会に関する回答書」では、

「佐藤氏は、レオパレス21において、主に営業事務に従事していました。しかし、その後、エンターテインメント事業に携わりたいとの思いを強く持ち、オア

<sup>10</sup> <https://m.facebook.com/706433569553900/photos/a.706448456219078/763874863809770/>参照。

<sup>11</sup> 資金決済法2条7項参照。

<sup>12</sup> 資金決済法63条の2参照。

<sup>13</sup> <https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/kasoutuka.pdf> 参照。

<sup>14</sup> 但し、月次報告義務は除かれているものと認識しています。

<sup>15</sup> 上記で指摘した規定のほか、外為法18条の6、18条1項、外為令7条の2、犯収法2条2項32号、犯収令6条15号、7条1項柱書・1号タ等参照。

ノへの転職を決意しました。その後、オアノでは、当初、新規クライアント獲得や所属アーティストのマネジメント業務に携わり、現在務める執行役員としての業務の礎を築きました。」

と記載されていますが、エンターテインメント事業を営む会社は複数ある中で、なぜオアノに転職されたのか、転職理由を具体的にご教示ください。

## イ オアノでの執行役員としての職務の詳細について

(ア) 貴社からの「臨時株主総会に関する回答書」では、

(佐藤氏のオアノの執行役員としての)「『特筆すべき実績』につきましては、何をもって『特筆すべき』と評価するかについて一定の基準はありませんので、無意味な質問であり、回答を差し控えます。血眼になって取締役候補者の粗探しを行う貴社ないし貴職らは既にご承知かと存じますが、招集請求書に記載しておりますとおり、当社は、若年の佐藤氏については実績ではなく能力を高く評価しておりますので、『実績はない』旨の回答を得て印象操作を行う魂胆が明らかな愚問には、一切ご回答できかねます。」

と記載されておりますが、当社としては候補者の「粗探し」を行うつもりは毛頭なく、上記のとおり、当社の業務執行を担当する取締役については、「取締役としての人格及び識見があり、誠実な職務遂行に必要な意思と能力が備わっている者の中から経験と実績を考慮し、当社の持続的な成長に貢献できる人材を候補」としていることからお伺いしているにすぎず、無意味な質問ではありません。また、単に「特筆すべき実績」をお伺いしただけで、「無意味な質問」と断じられるのは、佐藤氏の実績としての選任議案をお諮りしている当社株主の皆様に対しても、不誠実ではないかと解されます。当社からの質問の意図を曲解することで回答を回避するのではなく、佐藤氏の（特筆すべきか否かはともかくとして、貴社として重要と考える）具体的実績をご回答ください。

(イ) また、「若年の佐藤氏については実績ではなく能力を高く評価」されるのであれば、貴社として、佐藤氏が如何なる能力をお持ちであると考えられるのか、その具体的な評価根拠とともにご回答ください。それらについてのご回答もなければ、当社株主の皆様にとっては、佐藤氏が当社取締役に相応しいか否かを判断すべき術がありませんので、当社株主の皆様に対して真摯かつ誠実な姿勢で臨んで頂くよう、お願いいたします。

## ウ 佐藤氏がお持ちの「コネクション」について

(ア) 招集請求書記載の「取締役候補者として提案する理由」によれば、佐藤氏は

「数多くの女性経営者及び役員等とのコネクションを有しております。」と記載されております。この①当該「女性経営者及び役員等」について、貴社からの「臨時株主総会に関する回答書」では、

「ここで個々の会社名ないし個人名をお出しすることは、当該会社ないし個人のプライバシーにも関わる事柄であり、当人らの断りなく公表することはできかねます……。当人らから逐一断りを得ようにも、佐藤氏の人脈があまりにも広いため、埒が明きませんので、ご容赦ください」

と記載されていますが、当初から、当社からの質問状に記載しているとおり、

「個別の氏名のご回答が難しい場合は、どのような会社（業種、規模、社歴、上場／非上場等）のどのような立場の方かをご教示ください。」とお願いしておりますので、この点について、ご回答ください。個人についてはともかく、営利企業である会社についてプライバシーを云々する理由は全く見当たりませんので、佐藤氏の取締役としての選任議案を提案されている以上、当社株主の皆様に対して真摯かつ誠実な姿勢で臨んで頂くよう、お願いいたします。

- (イ) また、②「コネクションを有して」いるとは具体的にどのような意味を持つのか、③当該「コネクション」を有していることが、当社の取締役としてどのような付加価値をもたらすことになるのかについて、貴社からの「臨時株主総会に関する回答書」では、「コネクションを有して」いることが「少なくとも仕事上の付き合いがあり、貴社の役員になった暁には経営に関する様々な情報交換（無論、合法の範囲内です。）を行うことができる関係性のある」ことであり、当該コネクションによって、「佐藤氏において女性目線での経営に関する新たな手法や価値観が醸成され、ひいては貴社ないし貴社の株主に利益をもたらすことになる」が、「これを「付加価値」と呼ぶか否かにつきましても、評価に左右されますので、これ以上の議論は差し控えます」と回答されています。しかしながら、当該回答はあまりにも抽象的・一般的に過ぎ、実質的内容につき全く答えて頂けておらず、佐藤氏のどのようなコネクションが何故に当社の企業価値の向上に資するのが全く判断できないため、改めて具体的にご回答ください。

## エ 「人材育成及び管理等」においてお持ちの「広い視野と高いスキル」について

招集請求書記載の「取締役候補者として提案する理由」によれば、佐藤氏は、「職務上、女性を中心にマネジメントしており、人材育成及び管理等において広い視野と高いスキルを有しております」と記載されており、貴社からの「臨時株主総会に関する回答書」では、

「佐藤氏がマネジメントの対象としている女性の人数は約50人、年齢層は概ね20代～30代となっております。佐藤氏が行っているマネジメントは、具

体的には所属アーティストやインターン生に対する教育に関する業務であり、『人材育成及び管理等』については、佐藤氏がオアノの執行役員としてマネジメントを行う中で、マネジメントにおいて必須の『対象者をあらゆる観点から評価し、当該評価に基づいた管理によって当該対象者の成長を促す』能力が醸成されました。これを、「広い視野と高いスキル」という文言で表現しました。」と記載されております。そもそも「所属アーティストやインターン生に対する教育」とは、いわゆる芸能事務所のマネージャーが通常行っている教育ではないかと推察されますが、当社としては、質問④でご質問しているとおり、オアノとは業態、規模、女性従業員の人数・年齢層等も全く異なる当社において上記のようなスキルを有していることが、宝飾品販売事業を営む当社の取締役としてどのような付加価値をもたらすことになるのかについて、具体的にご説明を求めているところです。上記回答ではその点の説明が欠けておりますので、改めて具体的にご回答ください。

### (3) 菅原勝治氏（以下「菅原氏」といいます。）に関する質問事項について

#### ア 貴社及び貴社代表者尾端氏並びに尾端氏が関与している他の企業等との関係

当社の「臨時株主総会に関する質問状」では、「菅原氏と貴社及び貴社代表者尾端氏並びに尾端氏が関与している他の企業等との間に関係がある場合は、どのような関係（雇用関係、取引関係、金銭の消費貸借関係等）があるのか、具体的にご教示ください。」と質問しておりましたが、貴社からの「臨時株主総会に関する回答書」では、

「招集請求書に記載した事実以外に、佐藤氏と、当社及び尾端並びに尾端の関連企業との関係は一切ございません。」〔傍点は当社。以下貴社からの回答につき全て同じ〕

と記載されており、佐藤氏に関する回答を、名前を含めてコピー&ペーストしたための誤記であると解されます。改めて、菅原氏について、上記質問にご回答ください。

#### イ プラスワン及びアサヒ衛陶について

(ア) 招集請求書記載の略歴によれば、菅原氏は、2021年11月以降、尾端氏が唯一の代表者であって、同氏が全株式を保有するプラスワンの特別顧問を務めているところ、このプラスワンがかつてアサヒ衛陶株式会社（以下「アサヒ衛陶」といいます。）に対して臨時株主総会招集請求を行った際に、尾端氏と共に取締役候補者として提案され、最終的に2021年11月26日に同社臨時株主総会において同社の取締役（監査等委員）に就任するに至ったものの、その後、2022年2月25日に尾端氏が同社取締役を退任するのと同時に、同社の取締役を

(就任後わずか3か月しか経過していないにも拘らず) 任期途中で辞任されているものと認識しております。

まず、当社からの「臨時株主総会に関する質問状」①でご質問したプラスワンの特別顧問を務めることとなった経緯について、貴社からの「臨時株主総会に関する回答書」では、

「菅原氏がプラスワンの特別顧問を務めることとなったのも、2022年4月頃、前記アと同様、尾端より勧誘を受けたことがきっかけでした。」

とご回答頂いておりますが、プラスワンの特別顧問への就任時期と尾端氏による上記勧誘時期とのが時系列的に整合しないため、改めて正しい事実関係をご回答ください。また、プラスワンらが菅原氏を取締役候補者として記載したアサヒ衛陶に対する臨時株主総会招集請求書の日付けは2021年9月30日ですが、結局のところ、尾端氏と菅原氏とはいつ、どのような経緯で知り合うようになり、アサヒ衛陶の取締役候補者に指名するにまで至ったのか、具体的にご回答ください。

(イ) また、当社からの「臨時株主総会に関する質問状」④で質問した、「アサヒ衛陶の取締役は就任後わずか3か月で辞任したにも拘らず、当社において取締役を継続して務めることができるのか否か及びその理由」について、貴社からの「臨時株主総会に関する回答書」では、

「菅原氏は、アサヒ衛陶の取締役を上記理由により退任したに過ぎないため、貴社の取締役を継続して務めることができるか否かとは一切関係がありません。貴社ないし貴職らは、アサヒ衛陶と同じく早期に退任するのではないかと勘繰っているのですが、そもそも、会社には当該会社独自の問題が常に横たわっているのですから、アサヒ衛陶との比較は一切意味がありません。当然ながら、菅原氏は、株主の信任を経て取締役に就任する以上、許される限り、その職務を全うする覚悟を有しております。」

とも記載されており、菅原氏がアサヒ衛陶をあたかも「独自の問題」で退任されたような書きぶりですが、一方で、

「尾端が一身上の都合でアサヒ衛陶の取締役を退任したことを受け、菅原氏は、尾端の勧誘で取締役候補者になったという経緯から、自身がアサヒ衛陶に残り続けるのは自身の本意でもなければアサヒ衛陶の株主の本意でもないと感じ、取締役を退任するに至りました」

との記載は、要するに、「尾端氏から勧誘を受けて取締役に就任したものの、勧誘者である尾端氏が退任したので合わせて退任した」というものであり、このように勧誘者である尾端氏の去就に合わせて就任・退任するといった事態は当社でも十分起こり得るものと考えております。菅原氏の退任理由をアサヒ衛陶「独自の問題」にすり替えて「アサヒ衛陶との比較は一切意味がありません」と論点を

ずらすのではなく、質問④について改めてご回答ください。

(ウ) さらに、当社からの「臨時株主総会に関する質問状」⑤で質問した、「菅原氏は、貴社提案において社外取締役候補者として提案されておりますが、尾端氏が社内取締役（業務執行取締役）として選任された場合に、業務執行取締役から独立した立場での職務執行が求められる社外取締役（会社法2条15号参照）としての職務を適正に執行することができるとお考えの理由」について、

「菅原氏は、尾端と共に業務執行取締役として『経営』に参画したことは一切ないため、仮に尾端が業務執行取締役を務める貴社において社外取締役であったとしても、業務の適正な執行には何らの問題もありません。むしろ、菅原氏は、貴社自身が指摘するプラスワンの特別顧問として、従前より尾端に対して忌憚のない意見を述べることができ、一切面識がない者が就任するよりも適正な業務執行を期待することができると言えます。」

とご回答頂いておりますが、ここでの問題は「業務執行取締役」である尾端氏「から独立した立場での職務執行が求められる社外取締役としての職務を適正に執行できる」かであって、尾端氏とともに業務執行取締役として「経営」に参画したことの有無は関係ありません。

問題となるのは、アサヒ衛陶では、取締役としての進退を尾端氏と共にするような関係であり<sup>16</sup>、かつ、尾端氏が唯一の代表取締役であってその100%株主でもあるプラスワンの特別顧問としてプラスワン（実質的には尾端氏）から顧問料を受領しているような関係でありながら、尾端氏に対して独立した立場で社外取締役として監督権能を発揮できるのかという点ですので、このような関係にありながら、尾端氏が当社の社内取締役（業務執行取締役）として選任された場合に、菅原氏が、業務執行取締役から独立した立場での職務執行が求められる社外取締役としての職務を適正に執行することができるとお考えの理由につき、改めて具体的にご説明ください。

## ウ ARKについて

ARKのHPによれば、菅原氏は、ARKの特別顧問である（ないしは特別顧問であった）とされています。この点に関し、貴社からの「臨時株主総会に関する回答書」では、

「菅原氏は、確かに、ARKの特別顧問を一時的に勤めていた時期がありました  
が、上記のとおり、ARKによる違法なマルチビジネスと当社ないし取締役候補

<sup>16</sup> なお、菅原氏と同じく、プラスワンらによる臨時株主総会招集請求に際して取締役候補として提案されていた成田豊氏は、2022年2月25日の同社定時株主総会において、尾端氏の辞任にも拘らず、取締役に再任されています。

者（尾端・菅原氏を含みます。）とは一切関係がありません」  
と記載されていますが、上記（１）アで貴社代表者尾端氏について指摘したとおり、ARKについては2022年3月、特定商取引法に違反する行為があったとして中部経済産業局及び石川県から行政処分を受けているとも報じられており、また、「EWCP・Sanctuary・ARK被害連絡会」も設立されているところです。これまで、取締役候補者に関するネガティブな評価となり得る質問に貴社がご回答を避けられてきたことは明らかであり、その姿勢は今回の回答書でもARKの話になると「これ以上議論をしても無闇に議論を拡大させ、お互いの揚げ足取りに終始するだけです。回答を差し控えます」とされていることから明らかですが、株主の皆様のご検討及びご判断に資するものですので、当社の経営陣の交代を提案される以上、上記のようなARKに対する行政処分等の事実がありながら、菅原氏が「ARKによる違法なマルチビジネス・・・とは一切関係がありません」と何故断言できるのかについて、詳らかにご回答頂きますよう、よろしくお願い致します。

すなわち、①菅原氏は、いつARKの特別顧問に就任したのか、その就任の経緯は尾端氏による勧誘によるものか（そうでないのであればだれの勧誘によるものか）、②現在もARKの特別顧問を務めているのか否か（務めていない場合は、いつ、どのような理由で退任されたのか、特に上記行政処分のタイミングで特別顧問を務めていたのかを含みます。）、③菅原氏がARKにおいて特別顧問として行っていた職務の内容及びその対価としての報酬について具体的にご教示頂くとともに、④ARKの特別顧問を務めていたことを招集請求書の略歴欄に記載していない理由も含め、ARKが特商法違反により行政処分を受けた点について、招集請求書において「法令遵守と危機管理の分野において豊富な経験と幅広い知識を有しております」と記載されている立場から、特別顧問である菅原氏の責任についてはどのようにお考えか<sup>17</sup>、改めて、それぞれ具体的にご教示ください。

## エ 株式会社Z及び同社の代表取締役の佐伯和信氏について

当社が調査したところによれば、菅原氏は、上記ARKだけでなく、株式会社Zにおいても、危機管理対策室担当を務めていたことが確認されています。この株式会社Zも、消費者庁からそのマルチビジネスにつき消費者安全法に基づく（是正）勧告を

<sup>17</sup> 会社法74条4項5号では、社外取締役候補者については、「当該候補者が過去五年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があることを当該株式会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）」と定められていることにも鑑みると、この質問は、当社の株主の皆様にとって重大な関心事であると解されます。

受けた株式会社E L I C C J A P A N及び消費者庁から特定商取引法違反に基づく6か月間の業務停止命令を受けた株式会社e - w i nの両社において唯一の（代表）取締役であった佐伯和信氏が、同じく唯一の（代表）取締役を務めていた会社です。この点に関して、貴社からの「臨時株主総会に関する回答書」では、当該経歴は認められた上で、

「菅原氏が株式会社Zの危機管理対策室を務めることとなった経緯について、ご本人に確認しましたが、おそらく何方かからのご紹介であったと思われるものの、およそ10年前のことであるためはつきりと覚えていないとのことでした。菅原氏は、株式会社Zの危機管理対策室として、防犯の業務に従事しました。もともと、佐伯氏とは、仕事上の関係以上に特別な関係はありませんでした。あらゆる経歴を記載してもキリがない中で、厳選したものを選択しなければならず、単に一未上場企業の危機管理対策室にあったことをもって略歴に記載するまでもないと判断したため、略歴への記載は省略しております」

とのことですが、ARKと同様に特商法違反に基づく業務停止命令を受けた会社の代表者が同じく代表取締役を務めていた会社で危機管理対策室を担当されていたことは、当社の株主の皆様が取締役としての資質・適正性を判断するのに必要又は参考となると考えられる情報ですので、菅原氏が株式会社Zの危機管理対策室を務めることとなった経緯（佐伯和信氏からの勧誘によるものか否かを含みます。）について詳細にご説明ください。

なお、菅原氏が株式会社Zの危機管理対策室を務めていたことを招集請求書の略歴欄に記載していなかったことについて、貴社からの「臨時株主総会に関する回答書」では、

「そもそも、招集請求書に記載すべきでは候補者の「略」歴なので、記載しなかった理由よりも、数ある経歴の中で略さずに記載したものの理由の方が格段に重要であって、略歴に記載しなかった理由を問う質問は、愚問としか言いようがありません。」

とされておられますが、会社法においても、社外取締役選任議案の参考書類においては、「当該候補者が過去五年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があることを当該株式会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）」について開示することが求められており（会社法施行規則74条4項5号参照）、候補者が過去在籍していた企業における法令違反等の有無を確認することはむしろ当然必要なことであると解され、これを「愚問」と断じる貴社の姿勢には違和感を禁じ得ませ

ん。いずれにせよ、上記会社法施行規則74条4項5号の趣旨にも鑑みれば、上記質問は、当社の株主の皆様にとって重大な関心事であると解されますので、真摯な回答をお願い致します。

## オ シンワアートオークション株式会社（現Shinwa Wise Holdings株式会社）について

招集請求書記載の略歴によれば、菅原氏は、2006年4月にシンワアートオークション株式会社（現在の商号はShinwa Wise Holdings株式会社。以下「シンワアート」といいます。）の危機管理室長に就任し、2009年3月から現在に至るまで同社の顧問を務めているとのことですが、同社については、2013年9月に、国税当局から「仮装隠蔽を伴う悪質な所得隠し」を指摘されて修正申告を行った旨が広く報じられているところです<sup>18</sup>。それら報道によれば、同社は、「2011年5月期までの3年間で約4千万円の所得隠し」を行ったと報じられており、仮装隠蔽による所得隠しの期間は2009年5月期から2011年5月期までの期間（つまり、2008年6月1日から2011年5月末までの期間）ということになりますが、この期間は、まさに、菅原氏が危機管理室長を務め、そして顧問を務めていた期間と重なっています。

この点について、貴社からの「臨時株主総会に関する回答書」では、

「ご指摘の『所得隠し』は、約10年も前にシンワアートにて問題となった事象ですので、その原因についてここで説明するつもりはなく、回答は差し控えます。なお、菅原氏がシンワアートの『所得隠し』に関与した事実は一切ございません。菅原氏は、当時、同社の危機管理室長ないし顧問としてしかるべき対応を行っており、同氏自身が本件について責められる点は一切ございません。また、上記のとおり、シンワアートの『所得隠し』は菅原氏の責任によるものではなく、むしろ、危機管理室長としてしかるべき対応に尽力しておりますので、まさに、「法令遵守と危機管理の分野において豊富な経験と幅広い知識」を有すると言えるのではないのでしょうか。」

と記載頂いていますが、原因等について何らの説明もなく、「しかるべき対応」を行ったとだけ説明されても、「法令遵守と危機管理の分野において豊富な経験と幅広い知識」を有するか判断できません。したがって、①上記「所得隠し」の原因、②当該原因を踏まえて、菅原氏が（危機管理室長（次いで顧問）を務めていたにも拘わらず）「関与した事実は一切ございません」といえる理由、③「しかるべき対応」

<sup>18</sup> 例えば、日本経済新聞電子版2013年9月30日付け記事「出品者名隠し手数料、オークション大手所得隠し、東京国税局」、朝日新聞朝刊2013年9月30日付け記事など。

の概要<sup>19</sup>について、具体的にご説明ください。

**カ 一般財団法人エネルギー農業推進機構（旧・一般財団法人東北農業支援ネットワーク。現在の名称は一般財団法人日本経営支援連合会）について**

招集請求書の略歴欄には記載がないものの、当社らが調査したところによれば、菅原氏は、一般財団法人エネルギー農業推進機構（旧・一般財団法人東北農業支援ネットワーク。現在の名称は一般財団法人日本経営支援連合会。以下「**エネルギー農業推進機構**」といいます。）の「顧問」として表示されていたことが判明しています。この一般財団法人エネルギー農業推進機構については、以下のような事実も判明しています。

- ① 株式会社シスウェーブ（その後、株式会社シスウェーブホールディングス、株式会社SOL Holdings、そして、株式会社ソルガム・ジャパン・ホールディングスと複数回に亘って商号変更。以下「**シスウェーブ**」といいます。）の代表取締役社長及び株式会社リアルビジョン（その後、株式会社RVHに商号変更。以下「**リアルビジョン**」といいます。）の補欠監査役を務めていた田中英雄氏、貴社の前代表者である橋祐司氏、並びにシスウェーブの子会社である株式会社日本ソルガムの代表取締役であった川本幸夫氏の3名が評議員を務めていたこと
- ② シスウェーブの監査役及び取締役並びにリアルビジョンの取締役を務めた鼓昭雄氏が監事を務めていたこと
- ③ 貴社がシスウェーブ株式約26.62%を大量取得した際にそのための資金全額を貸し付けていた株式会社共和フィナンシャル（シスウェーブの元代表取締役社長であった赤尾伸悟氏及び中原麗氏が相次いで代表取締役を務めていました。）及びその親会社であった株式会社共和キャピタル（旧・有限会社ケーアイシステム。シスウェーブの元代表取締役社長及びリアルビジョンの元代表取締役社長であった池畑勝治氏が設立し、取締役を務めていました。）並びにリアルビジョンの各本店所在地と同じ場所（赤坂會館ビル）に、一般財団法人エネルギー農業推進機構の東京連絡事務所が置かれていたこと

以上を踏まえて、菅原氏がエネルギー農業推進機構の顧問に就任していたか否か、並びに、就任していたとして、その在任期間、就任した経緯及び招集請求書の略歴欄

<sup>19</sup> 上記会社法施行規則74条4項5号でも、社外取締役候補者が在任していた会社につき、「その在任中に当該他の株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実」があったときは、「当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要」について株主総会参考書類における開示が必要とされており、この趣旨に鑑みれば、「しかるべき対応」の概要については、当社の株主の皆様にとって重大な関心事であると解されます。

に記載がない理由につき、それぞれ具体的にご教示ください。また、菅原氏の以下の法人・個人とのご関係の有無及びご関係がある場合にはその概要について、具体的にご説明ください。

- (ア) シスウェーブ
- (イ) リアルビジョン
- (ウ) 橋祐司氏
- (エ) 株式会社共和フィナンシャル
- (オ) 株式会社共和キャピタル
- (カ) 池畑勝治氏

なお、上記質問については、貴社からの「臨時株主総会に関する回答書」では、「菅原氏は、エネルギー農業推進機構の顧問に就任しておりました。もともと、略歴欄に記載がない理由については、上記カと同様です。なお、シスウェーブ外5名との関係性につきましては、その開示の必要性が不明であることから、回答を差し控えます。」

と記載されていますが、上記シスウェーブ・リアルビジョンともに貴社（旧N&Mマネージメント）自身が出資されていた先であり、その関係者と菅原氏の関係性について明らかにすることは、菅原氏が社外役員として必要な独立性を有しているかの確認に必要な事項と判断しております。

#### (4) 吉澤孝明氏（以下「吉澤氏」といいます。）に関する質問事項について

##### ア 取締役候補者になることを受諾した理由

貴社からの「臨時株主総会に関する回答書」では、「吉澤氏は、2022年10月頃、同じく取締役候補者である尾端より、貴社の取締役候補者にならないかとの勧誘を受けました。吉澤氏は、尾端より、貴社の経営が低迷し、財務体質を改善するには積極的なM&Aが必須である旨を聞き、M&Aや経営コンサルティング分野における知識や豊富な経験を貴社において存分に発揮することができるかと確信したことから、尾端からの依頼を快諾しました。」

と記載されておりますが、当社の財務体質改善の観点から具体的にどのようなM&Aを想定しているのかご教示ください。

##### イ 貴社及び貴社代表者尾端氏並びに尾端氏が関与している他の企業等との関係

当社の「臨時株主総会に関する質問状」では、「吉澤氏と貴社及び貴社代表者尾端氏並びに尾端氏が関与している他の企業等との間に関係がある場合は、どのような関

係（雇用関係、取引関係、金銭の消費貸借関係等）があるか、具体的にご教示ください。」とご質問差し上げておりましたが、貴社からの「臨時株主総会に関する回答書」では、

「招集請求書に記載した事実以外に、佐藤氏と、当社及び尾端並びに尾端の関連企業との関係は一切ございません。」

と記載されており、佐藤氏に関する回答を、名前を含めてコピー&ペーストしたための誤記であることが窺われますので、改めて吉澤氏について、上記質問にご回答ください。

ウ 吉澤氏がプラスワン、オアノ及びARKの顧問税理士を務めている（ないし務めていた）ことについて

(ア) 招集請求書の略歴欄には記載がないものの、プラスワン、オアノ及びARKの各HPによれば、吉澤氏は、プラスワン及びオアノの顧問税理士であるだけでなく、上記ARKの顧問税理士も務める（ないし務めていた）ことが確認されています。この点について、貴社からの「臨時株主総会に関する回答書」では、

「菅原氏と同様、吉澤氏も、尾端と共に業務執行取締役として『経営』に参画したことは一切ないため、仮に尾端が業務執行取締役を務める貴社において社外取締役であったとしても、業務の適正な執行には何らの問題もありません。むしろ、吉澤氏は、貴社自身が指摘するプラスワンやオアノの顧問税理士として、従前より尾端に対して忌憚のない意見を述べることができ、一切面識がない者が就任するよりも適正な業務執行を期待することができると言えます。なお、略歴欄に記載がない理由については、上記菅原氏における理由と同様です。」

と記載されていますが、問題となるのは、尾端氏が唯一の代表取締役であってその100%株主でもあるプラスワン及びオアノの顧問税理士としてプラスワン及びその子会社のオアノ（実質的には尾端氏）から顧問料を受領しているような関係でありながら、尾端氏に対して独立した立場で社外取締役として監督権能を發揮できるのかという点ですので、このような関係にありながら、尾端氏が当社の社内取締役（業務執行取締役）として選任された場合に、吉澤氏が、業務執行取締役から独立した立場での職務執行が求められる社外取締役としての職務を適正に執行することができるかと考えの理由につき、改めて具体的にご説明ください。

(イ) また、招集請求書の略歴欄にプラスワン・オアノ・ARKの顧問税理士を務めている（ないし務めていた）事実を記載していない理由については、

「そもそも、招集請求書に記載すべきでは候補者の「略」歴なのですから、

記載しなかった理由よりも、数ある経歴の中で略さずに記載したものの理由の方が格段に重要であって、略歴に記載しなかった理由を問う質問は、愚問としか言いようがありません。」

として回答を拒否されていますが、上記法人（少なくともプラスワンとオアノ）はいずれも尾端氏の強い支配下にあることが明らかであり、それら経歴は、尾端氏が当社の社内取締役（業務執行取締役）として選任された場合に、吉澤氏が、業務執行取締役から独立した立場での職務執行が求められる社外取締役としての職務を適正に執行することができるか否かを当社株主の皆様が判断するために極めて重要な情報であって、質問を「愚問」とお考えの理由が全く理解できず、極めて不合理且つ不誠実なご回答であると言わざるを得ません。改めて、招集請求書の略歴欄にプラスワン・オアノ・ARKの顧問税理士を務めている（ないし務めていた）事実を記載していない理由につき具体的にご説明ください。

## エ 吉澤氏の「M&Aや経営コンサルティングなどにお」ける「幅広い知識と経験」の活かし方について

招集請求書記載の「取締役候補者として提案する理由」によれば、吉澤氏は「M&Aや経営コンサルティングなどにおいても幅広い知識と経験を有していることから、当社の経営に反映していただくことに期待ができる」とされていますが、その具体的な内容は全く明らかにされていません。その具体的な内容に関する当社の質問について、貴社からの「臨時株主総会に関する回答書」では、

「招集請求書にあるとおり、吉澤氏は『長年』にわたる『税務の専門家としての深い見識と豊富な経験』を有しており、具体的な経験を挙げればきりがないので、割愛させていただきます。また、当然ながら、『M&Aや経営コンサルティングなど』における『幅広い知識と経験』は、財務体質が極めて脆弱な貴社において、体質改善の大きな力となることは明らかで、付加価値は言うまでもありません（特に、企業法務の専門家である貴職らに対して、M&Aないし経営コンサルタントが与える財務インパクトにつきご教示しても、釈迦に説法かと存じますので、回答はあえて差し控えます。）。」

と記載されていますが、貴社が説明すべきは当社代理人ではなく、当社の株主の皆様に対してですので、回答を敢えて差し控える等と質問に対して回答することを避けるのではなく、具体的に説明を補足ください。

## 2 当社からの質問事項のうち、貴社から未回答のものについて

こちらについては、質問内容を明確化したうえで別紙に再掲しておりますが、ご回答ください。

草々

【添付附属資料】 貴社代表者尾端氏が富山県消費生活センターを訪れて提示した名刺の画像



【別紙】 当社からの質問事項のうち、貴社から未回答のもの

(1) 貴社代表者尾端氏による他の法人を通じた活動について

ア EWCPが静岡県から受けた行政指導及びそれに対する業務改善書の提出について

貴社からの「臨時株主総会に関する回答書」では、

「マルチビジネスは法律に則った運用を行えば何ら問題のないもので、殊更にマルチビジネスへの関与を貴社の事業への『深刻な悪影響』などと結び付けるような言動は厳にお控えください。重ね重ね申し上げますが、尾端ないし当社において、違法なマルチビジネスへの関与は一切ございません。関与していない以上、事業の詳細な内容をお答えする必要はありません。」

と記載されていますが、当社からの質問状に記載したとおり、貴社代表者尾端氏が2011年9月1日から2013年5月15日まで取締役を務め（最終的な肩書きは専務取締役）、かつ、坂本周三氏（以下「坂本氏」といいます。）が代表取締役を、葉室一政氏（以下「葉室氏」といいます。）が上席執行役員を、それぞれ務めていたEWCPについては、当社が調査したところでは、貴社代表者尾端氏が取締役に在任中であった2013年3月21日付けで、静岡県から、特定商取引法に基づき、①勧誘目的を明確にしない勧誘、②別目的を示しての勧誘、③連鎖販売業の概要書面の不交付、④適合性原則違反、⑤意に反する執拗な勧誘を理由として行政指導を受け、それに対する業務改善書を同月27日付けで同県に提出しているとのことです<sup>20</sup>。

また、2022年10月26日付けダイヤモンド・オンライン記事「オンラインゲームの利益で高配当をうたう『マルチ商法』の被害者が連絡会結成へ」によれば、現在EWCPの元取締役の男性3名に対する損害賠償請求が東京地方裁判所に提起されており、このEWCPの元取締役の男性3名は、EWCPを清算した後、SanctuaryやARKという名の別会社を次々に設立し、化粧品や健康食品などに商材を変えてマルチ商法を続けているとみられ、ARKは2022年3月、特定商取引法に違反する行為があったとして中部経済産業局及び石川県から行政処分を受けているとも報じられております（消費者庁取引対策課令和4年3月2日付け「連鎖販売業者【株式会社ARK】に対する行政処分について」も参照）。

<sup>20</sup> ちなみに、正にかかる業務改善書が提出されたのと同じ同月27日に、貴社代表者尾端氏が設立時監査役及び代表清算人を務めた上に、2014年10月1日から2015年6月1日までプラスワンと本店所在地が同一であったSanctuaryが設立されています。

このような状況からは、「マルチビジネスは法律に則った運用を行えば何ら問題のないものです」との貴社のご主張は前提を欠くものであるとともに、「違法なマルチビジネスへの関与は一切ございません」とのご回答も、単なる否定であって、極めて不十分なお説明と言わざる得ず、当社の株主の皆様も、尾端氏がどのようなマルチビジネスにどのような態様で関与していたかについて合理的に判断することが到底できないと考えられます。

このため、EWCPに対する行政指導の内容及び業務改善書の内容の詳細、並びに、当該行政指導を受け、また、元取締役が被害者から訴訟を提起されているビジネスにどのように関与していたのかについて、改めて、詳細にご説明ください。

## イ 貴社代表者尾端氏とSanctuary・ARK・葉室氏との関係について

(ア) 貴社からの「臨時株主総会に関する回答書」では、

「貴社は、尾端と葉室氏との関係性を過剰に気にされているようですが、従前より申し上げているとおり、尾端においてARKにおける違法なマルチ商法に関与していた事実はございません。貴社ご指摘の各事情は、そのような尾端と葉室氏との関係性に伴うものであって、『尾端と葉室氏とのビジネス上の交流……を秘匿しようとしている』とか、『尾端によるSanctuary及びARKの事業への関与を殊更に小さく見せようとしている』などということは一切ございませんので、ご安心ください」

と記載されていますが、当社としては、そもそもの貴社代表者尾端氏と葉室氏のビジネス上の関係をご質問しておりますので、詳細にご回答ください。

(イ) また、貴社代表者尾端氏はSanctuaryの代表清算人を務められていましたが、その立場から、(i)SanctuaryはARKに事業譲渡を行って解散することとなったのか、そうでなければ、(ii)なぜSanctuaryは清算したのかにつき、それぞれ具体的にご説明ください。

なお、この点について、貴社からの「臨時株主総会に関する回答書」では、「Sanctuaryの代表清算人当時の詳細な事情につきましては、代表清算人の職務上、むやみに口外すべきものではありませんので、回答は差し控えます」として代表清算人の職務上の守秘義務を盾に回答を拒絶されておりますが、上記(i)の事業譲渡の有無であれば守秘義務の範囲外であると存じますし、上記(ii)の理由についても、守秘義務に反しない範囲でのご

回答は可能であると存じますので、改めて、ご回答ください。

#### ウ 貴社代表者尾端氏と（ARK代表取締役・PREMIUM代表取締役の東門猛氏の弟である）東門篤氏との関係について

前述したとおり、貴社ないし貴社代表者尾端氏と東門篤氏とのご関係について、貴社からの「臨時株主総会に関する回答書」では、「ご説明済みのとおり、尾端において、東門氏とは数年前に1度お会いしただけで、取引関係等は一切ありません。」と記載されていますが、これは東門猛氏との関係のご説明であって、東門篤氏との関係についてはご説明頂けていないものと認識しております。貴社ないし貴社代表者尾端氏と東門篤氏とのご関係について、坂本氏を介したのも含め、詳細にご説明ください。

#### （2）貴社代表者尾端氏によるアサヒ衛陶での活動について

貴社代表者尾端氏によるアサヒ衛陶での活動について、貴社からの「臨時株主総会に関する回答書」でも、

「従前よりお伝えしておりますとおり、アサヒ衛陶と貴社とでは個々の事情が異なりますので、回答の必要性がなく、また、別会社（かつ上場企業）に関する事情である以上、当社の立場からはお答えできかねます。また、アサヒ衛陶に関連して金井氏及び前氏並びにプラスワンの開示についてのご質問もごございますが、同じく、アサヒ衛陶と貴社とは一切の関係がございませんので、回答は差し控えます。諸々ご容赦ください。なお、貴社ないし貴職らは、いたるところで「説明責任」との文言をマジックワードの如く使用しますが、個別具体的な事情を捨象して何故別会社の案件についての説明責任が発生するのでしょうか、理解に苦しむところです。」

と回答されています。

しかしながら、繰り返しになりますが、当社の質問状（6）で詳述したとおり、上場会社である当社の経営支配権の取得を企図されている以上、当然ご自身の上場会社におけるガバナンスを巡る振る舞いについても説明責任がありますし、共同してこの活動を行った方々とのご関係についても、これらの方々については、以下で述べるとおり、金融商品取引法（以下「**金商法**」といいます。）その他の法令違反による処分歴等があること等に鑑みれば、貴社は上場会社である当社の主要株主であって、当社の経営支配権の取得を企図されている以上、説明責任があると思料されますので、改めて、以下の質問に具体的にご回答ください。

#### ア アサヒ衛陶の経営権掌握に向けた打ち合わせの有無

2022年1月21日付け「アクセスジャーナル」誌記事「取材拒否された、『アサヒ衛陶』星野会長に出した質問の内容」によれば、2021年「9月7日、プラスワンの会議室で、アサヒ衛陶の経営権を握るための話し合いを行い、その席には星野氏、尾端氏の他に前一明氏もいました。前氏が代表を務める『ファーストメイク・リミテッド』が業務停止処分を受けたことがあるのはご存じありませんか」「9月7日の席には、金井和彦氏もいました。金井氏がアサヒ衛陶の大株主、また執行猶予中の身であることをご存じありませんか」と記載されています。

同誌によれば、この質問状に対して星野和也氏は回答されていない模様ですが、この2021年9月7日に、プラスワンの会議室で、貴社代表者尾端氏、星野和也氏、前一明氏、金井和彦氏との間で会合が行われたのは事実か、また、その場においてアサヒ衛陶の経営権を握るための話し合いが行われたというのは事実かについて、それぞれ端的にご回答ください。

## イ 金井和彦氏との関係について

(ア) 金井和彦氏については、「執行猶予中の身」であるとの報道がなされていますが、前記(1)イのとおり、現在、当社の筆頭株主かつ主要株主である貴社の代表者と上記のような報道がなされている方との関係は、ブランドイメージや信用が何よりも重要な宝飾品事業を営んでいる当社にとって、その企業価値ないし株主共同の利益に深刻な悪影響を与える極めて重大な問題であること、及び、宝石・貴金属等取扱事業者の経営者は、マネー・ローンダリング等の防止のための高い遵法意識が必要であり、万が一にもマネー・ローンダリング等に加担したり、それを助長したりするようなことがあってはならないこと等に鑑み、この金井和彦氏と貴社ないし貴社代表者尾端氏の関係について具体的にご説明ください。

(イ) また、金井和彦氏は下記(3)のとおり、2020年9月末時点におけるパス株式会社の大株主(第10位株主。持株割合1.20%)として、貴社代表者尾端氏が唯一の代表取締役であって、その全株式を保有しているプラスワン(第8位株主。持株割合1.90%)と共に登場されています(逆にそれ以外の時期には公表資料上は金井和彦氏もプラスワンも大株主として登場していません。)が、貴社ないし貴社代表者尾端氏は金井和彦氏といつから面識があり、どのような関係にあるのかについてもあわせてご説明ください。

## ウ 前一明氏との関係について

上記アでお尋ねしたアクセスジャーナル誌の記事によれば、貴社代表者尾端氏は、前一明氏と相応に緊密な関係を有しているのではないかと窺われるところですが、この前一明氏については、「前氏が代表を務める「ファーストメイク・リミテッド」が業務停止処分を受けたことがある」との報道がなされているだけでなく、実際に、前一明氏が代表取締役を務めていたファーストメイク・リミテッド株式会社及び前一明氏個人が金商法上の処分を受けています<sup>21</sup>。

そればかりではなく、既にご指摘したとおり、上記金商法上の処分の対象事実に関連が指摘されているオプトロムに対しては、現在貴社代表者尾端氏が唯一の代表取締役であってその全株式を保有しているプラスワンが、2014年9月25日及び同月30日の2回に分けて、それぞれ2000万円及び2500万円の運転資金の貸付けを行っているところです。

繰り返しになりますが、当社は上場会社であることから、現在、当社の筆頭株主かつ主要株主である貴社の代表者と、このような金商法違反による処分歴がある方との関係は、当社株主の皆様にとって重要な意味を有しますので、この前一明氏と貴社ないし貴社代表者尾端氏の関係について具体的にご説明ください。また、後述のプラスワンによるオプトロムへの貸付けに前一明氏（同氏が関与する会社を介したのも含みます）が関与されているか、関与されている場合にはその内容について具体的にご説明ください。

## エ プラスワンによる開示について

### (ア) 有価証券届出書における開示とその後の行動との不整合

プラスワンは、アサヒ衛陶が2020年8月31日付けで公表した第三者割当

<sup>21</sup> ①ファーストメイク・リミテッド株式会社は、金融商品仲介業として行った既発行株式に係る勧誘行為が、金融商品仲介業以外の業務（アドバイザー業務）で取得した法人関係情報を利用して行ったものであって、法人関係情報の管理にも不備があるとして、金商法66条の14第1号ニ、金商法40条2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第5号、金商法66条の15が準用する同法40条2号に基づく同府令第281条3号にそれぞれ該当したとして、②また、その代表者である前一明氏が、併せて、株式会社オプトロム（以下「オプトロム」といいます。）による有価証券届出書の虚偽記載への加担（増資引受先紹介者としての名義貸し＝真の紹介者である株式会社ヴォロンテの名前を伏せるための名義貸しの承諾）につき、金商法51条に該当したとして、2016年3月28日、関東財務局より3か月間の金融商品仲介業の業務停止命令を受けています（前掲の「証券取引等監視委員会の活動状況（平成28年6月）」219～220頁参照）。

ての方法による新株式及び第4回新株予約権の発行によって、星野和也氏及び辛澤氏（星野和也氏と共に株式会社ランニングの代表取締役）と共にアサヒ衛陶株式及び新株予約権を取得していますが、当該新株式及び新株予約権の発行に関するアサヒ衛陶の2020年8月31日付け有価証券届出書（同日付けプレスリリース「第三者割当による新株式、第4回新株予約権の発行及び引受契約締結に関するお知らせ」も同内容）17頁では、割り当てられた株券等の保有方針について、

「割当予定先であるプラスワン社との間に保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、基本的に純投資であり、長期保有する意思がなく、大株主として当社の経営に介入する意思がないこと、市場動向に配慮しながら売却する方針と伺っております。」

と記載されており、また、新株予約権の保有方針については、同11～12頁で「割当予定先からは、純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行わない意向である旨の表明を受けております。」

と記載されているほか、同17頁では、

「本新株予約権の行使にあたっては、プラスワン社は基本的に本新株式を売却し、当該売却で得た資金を本新株予約権の行使に際する払込資金に充てていく予定である旨を割当予定先の担当者より確認しております。」

と記載されていました。

しかしながら、現実には、上記のような開示のわずか1年余り後に、上記開示、すなわち、アサヒ衛陶の「経営に介入する意思がない」等との話とは裏腹に、プラスワンは、アサヒ衛陶に対して臨時株主総会招集請求を行って、旧経営陣を退陣させ、その代表者である尾端氏自ら代表取締役社長に就任しており、上記アサヒ衛陶提出の有価証券届出書に記載されたプラスワンによる保有方針の説明は虚偽であった疑いが強いと懸念されます。貴社代表者尾端氏が支配・経営されている会社についてこのような疑義があることから、当社の経営支配権の取得を企図されている貴社には説明責任があります。

以上を踏まえて、2020年8月31日時点でアサヒ衛陶に対してプラスワンが上記のとおり保有方針を表明していたにも拘らず、そのわずか1年余り後に、その表明を覆して、貴社代表者である尾端氏が唯一の代表取締役であってその全株式を保有しているプラスワンがアサヒ衛陶に臨時株主総会招集請求を行って旧経営陣を退陣させ、尾端氏が自らアサヒ衛陶の代表取締役社長に就任するに至った理由について、具体的にご説明ください。

#### (イ) 大量保有報告書の記載について

大量保有報告規制上、株券等保有割合を合算して計算することとされている共同保有者については、「株券等の保有者が、当該株券等の発行者が発行する株券等の他の保有者と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当該発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の保有者をいう」と定義されているところ（金商法27条の23第5項）、プラスワン（尾端氏）と田中威之氏はアサヒ衛陶の臨時株主総会で共に株主提案に係る取締役候補者として擁立されている関係にある以上、少なくとも「株主としての議決権」を「行使することを合意している」ことが合理的に推測され、少なくとも当該臨時株主総会招集請求の時点で、プラスワン（尾端氏）、金井和彦氏、星野和也氏及び田中威之氏の4者は大量保有報告規制上の「共同保有者」に該当する関係にあったことが合理的に推認されます<sup>22</sup>。

そして、仮にこれらの4者が「共同保有者」の関係にあった場合には、上記2021年5月31日時点の所有株式数で計算するとその株券等保有割合は約7.98%（24万9100÷312万1000）となり、同年11月30日時点の所有株式数で計算するとその株券等保有割合は約12.72%（40万3200÷316万9600）となるため、いずれの場合でもそのアサヒ衛陶株式会社についての株券等保有割合は5%を超えており、これらの者を共同保有者とする大量保有報告書の提出が必要となることは、上場会社の代表取締役社長を務められていた貴社代表者尾端氏にとっては既に十分ご高承のことと存じます。

また、仮に上記の2021年9月7日における会合が存在しなかったのとしても、少なくとも、2021年9月30日にプラスワンらが上記臨時株主総会招集請求を行った時点では、プラスワンらによる招集請求書において、尾端氏と田中威之氏とが取締役候補者として記載されているわけですから、この時点でプラスワンと田中威之氏とは「株主としての議決権」を「行使することを合意している」ことが合理的に推認される<sup>23</sup>ところ、同年5月31日時点で、プラスワンはアサヒ衛陶株式を2.87%、田中威之氏は同じく3.19%をそれぞれ保有しており（合計持株割合6.06%）、また、同年11月30日時点で、プラスワンはアサヒ衛陶株式を2.83%、田中威之氏は同じく3.16%をそれぞれ保有していた（合計持株割合5.99%）以上、遅くとも同年9月30日には、この両者を共同保有者とする大量保有報告書の提出が必要となると考えられ

<sup>22</sup> なお、田中威之氏は、当該臨時株主総会招集請求においては取締役候補者として擁立されていたものの、同請求を受けて2021年11月30日に開催されたアサヒ衛陶の臨時株主総会の後、最終的には同社の執行役員に選任されています（同社の2022年2月10日付け定時株主総会招集通知48頁参照）。

<sup>23</sup> 報道のとおり、プラスワン（尾端氏）、金井和彦氏及び星野和也氏は、プラスワンの会議室において、2021年9月7日にアサヒ衛陶の経営権を握るための話し合いを行ったのであれば、「株主としての議決権」を「行使することを合意している」こととなると考えられます。

ます。

しかしながら、プラスワンは、2020年10月29日付けで提出した変更報告書No. 1を最後に、アサヒ衛陶株式の保有につき変更報告書を提出しておらず、当該変更報告書では共同保有者の記載も一切ありません。さらに、保有目的は「純投資」とのみ記載されています。

以上を踏まえて、貴社代表者尾端氏が唯一の代表取締役であってその株式の100%を保有しているプラスワンが、①星野和也氏、金井和彦氏及び田中威之氏を共同保有者として大量保有報告書の変更報告書を提出しなかった理由、②2020年10月29日付け変更報告書では保有目的を「純投資」としているにも拘らず、上記のとおりそのわずか1年余り後に、プラスワンがアサヒ衛陶に臨時株主総会招集請求を行って旧経営陣を退陣させ、プラスワン代表取締役の尾端氏が自らアサヒ衛陶の代表取締役社長に就任した理由、③尾端氏がアサヒ衛陶の代表取締役社長をわずか2か月で辞任し、取締役も約3か月で退任している理由について、それぞれ具体的にご説明ください。

### (3) 貴社へのSTAND UP GROUPからの融資について

#### ア 中山勇介氏及び笹澤知夫氏と貴社との関係並びにその素性や資金源

貴社は、貴社と合同会社STAND UP GROUPないし出資者の中山勇介氏及び笹澤知夫氏との関係については回答を避けられていますが、合同会社STAND UP GROUP（並びにその出資者の中山勇介氏及び笹澤知夫氏）は貴社による当社株式の大量買集めの唯一の資金源であり、貴社が当社の経営支配権の取得を企図されている以上、

① 出資者たる中山勇介氏及び笹澤知夫氏と貴社との関係（合同会社STAND UP GROUPが無担保で貴社に対して当社株式の大量買集めの資金全額に当たる7億円超を貸し付けているということは、出資者たる中山勇介氏及び笹澤知夫氏が当社株式の大量買集めを主導した者である可能性も否定しきれません。）

② 中山勇介氏及び笹澤知夫氏の素性や資金源

については、貴社が、本臨時株主総会において当社の現任取締役6名の解任と貴社代表者及びその関係者計4名の当社取締役への選任を提案され、当社の経営支配権の奪取を企図されている以上、貴社による当社株式の大量買集めの資金を無担保・無保証で貸し付けている会社の出資者である上記中山勇介氏及び笹澤知夫氏に関する事項は、本臨時株主総会において議決権を行使される当社の株主の皆様にとって重大な関心事に当たることは明らかですので、上記①及び②につき、

それぞれ具体的かつ詳細にご回答ください。

なお、貴社からの「臨時株主総会に関する回答書」では「従前と同様の回答となりますが、SUG社から当社に対する融資はSUG社が判断したものですので、当社から回答できる立場にはありませんし、当社と出資者との関係についても、無論、回答できる立場にはありません。」と記載されていますが、SUG社の判断に関する事項はともかくとして、貴社と出資者との関係について回答できる立場にないというご説明は不合理ですので、当社株主の皆様に対して真摯かつ誠実な姿勢で臨んで頂くよう、お願いいたします。

## イ 7億円超もの無担保融資を受けることが可能であった理由

また、貴社が当社株式の取得資金全額を借り入れている合同会社STAND UP GROUPの出資者（中山勇介氏及び笹澤知夫氏）のうち笹澤知夫氏については、当社が調査したところ、以下の事実が判明しています。

- ① 合同会社STAND UP GROUPの笹澤知夫氏の商業登記簿上の住所と、「全国10万件以上のお医者さんガイド」を展開している株式会社セットアップ（以下「セットアップ」という。）の代表取締役を務めている笹澤知夫氏の商業登記簿上の住所が一致していることから、両者は同一人物と認められること
- ② セットアップの経理処理の場所は「東京都新宿区高田馬場2-15-6-2F」とされているところ（<https://ssl.10man-doc.co.jp/mart/mart.cgi?mode=note>）、これは、笹澤知夫税理士が所長を務める笹澤会計事務所の所在地（東京都新宿区高田馬場 2-15-6 牛丸ビル2F）と一致していることから（<http://sasazawakaikai.com/index.html>）、合同会社STAND UP GROUPの笹澤知夫氏は笹澤会計事務所所長の笹澤知夫税理士と同一人物の可能性が高いこと

以上を踏まえて、笹澤知夫氏についての上記①及び②の事実に誤りがありましたらご説明ください。

その上で、仮に上記①及び②の事実

に誤りがない場合には、笹澤知夫氏は、貸金業者として登録しているわけでもなく、貴社とは全く関係ないビジネスを営んでいるにも拘らず、貴社に対して、貴社株式につき何らの担保権も設定されないうちに合同会社STAND UP GROUPから7億円超もの融資がなされるに至っているのは、金融債権者による通常の融資実務からは合理的に説明できない態様であると考えられるため、そのような融資を受けることが可能であった理由につき、詳細にご回答ください。

(4) 貴社とN. D. C INVESTMENT PTE. LTD. の関係及び貴社のリアルビジョン株式会社に関する変更報告書提出懈怠の疑いについて

当社の質問状(9)でも記載しているとおり、以下の事項については、貴社代表者尾端氏が代表取締役役に就任する2022年3月12日以前の事項であることは認識していますが、これらについては、貴社自身に関する事項であって、貴社代表者尾端氏も前代表者である橋祐司氏から貴社株式を譲り受ける際に説明を受けている(特に、貴社の財務状況については当然説明を受けている(貴社代表者尾端氏としても、経営者として当然調査している)はずの)事項である、又は少なくとも現時点において貴社として当然把握されているべき事項と存じますので、詳細にご説明ください。

この点に関して、貴社からの「臨時株主総会に関する回答書」では、

「従前よりご回答差し上げている点以上に、回答すべきことはございません。また、貴社自身もご指摘のとおり、ご質問事項は尾端の就任以前の事項でもありますので、一切存じ上げないか、又は追加で回答を行う必要のない事項です。したがって、回答は差し控えます。」

と記載されていますが、上記1(3)カの「一般財団法人エネルギー農業推進機構(旧・一般財団法人東北農業支援ネットワーク。現在の名称は一般財団法人日本経営支援連合会)について」で詳述したとおり、貴社が取締役候補者として擁立している菅原氏が「顧問」であったことを貴社自身も認めておられるエネルギー農業推進機構の評議員を貴社の前代表者である橋祐司氏が務めていたり、貴社自身が出資されていたシスウェーブ・リアルビジョンの関係者が複数関与していたりしていることからすれば、少なくとも「追加で回答を行う必要のない事項」とはいえないものと存じますので、ご回答ください。

ア 貴社とN. D. C INVESTMENT PTE. LTD. の関係について

当社の質問状(9)に記載したとおり、リアルビジョンの適時開示によれば、①(当社の質問状(8)で記載したとおり、)貴社は、2014年3月13日、N. D. C INVESTMENT PTE. LTD. (当時の代表取締役は黒澤明宏氏。以下「NDC」といいます。)から、リアルビジョン株式142,000株(取得価額総額は3,280万2,000円)及び新株予約権3,330個(その行使価額総額は6,993万円)を譲り受けており(当該新株予約権行使後におけるリアルビジョンに対する議決権割合は7.49%)、当該適時開示において、NDCによる譲渡先(貴社)の選定理由につき、(当時の)「N&Mの代表取締役である橋祐司氏がNDCの株主でありNDCと人的交流もあるため」とされているほか、②2013年12月9日、リアルビジョンがNDCほか

に第三者割当ての方法により新株及び新株予約権を発行していることを発表する適時開示においても、貴社の当時の代表者である橋祐司氏が、NDCの「主たる出資者」（橋祐司氏はNDCの株式の82.8%を保有）である旨記載されております。なお、NDCは、リアルビジョンのほかにも、株式会社プリンシパル・コーポレーション（現在の商号はグローバルアジアホールディングス株式会社）等の上場会社に対する出資を行っており、上記の事実関係に照らせば、貴社は当時、NDCを通じて他の上場会社又はそれらに出資した者との間で関係を有していたはずであり、現在においてもその関係が継続している可能性を否定できないと考えております。

- ① このため、貴社とリアルビジョンとの関係に加えて、貴社とNDCないしNDCが出資した他の上場会社及びそれらに出資した者との間で現在も何らかの人的関係その他の関係があれば、その内容を具体的にご説明ください。
- ② また、仮に現時点において、リアルビジョン（現商号はRVH）や、NDCないしNDCが出資した他の上場会社及びそれらに出資した者との間に、何らの人的関係もその他の関係もないとされるのであれば、上記出資との関係で、いつ、どのような経緯で関係を断られたのか具体的にご説明ください。
- ③ なお、貴社の回答書（8）では、「当社が把握している限りにおいて、当社とNDC並びにNDCが出資した他の上場会社及びそれらに出資した者との間で、現在、何らかの人的関係等はございません」「尾端が代表を務めることとなった時点でNDCと関係はございませんでしたので、過去の関係性の点も含め同社との関係解消時期及び経緯については、当社において回答はできかねます」と回答されておりますが、この点は、貴社の前代表取締役である橋祐司氏から一切説明を受けていないということでしょうか。

イ 貴社のリアルビジョン株式に関する変更報告書提出懈怠の疑いについて

また、上記のとおり、貴社は、2014年3月13日付けでNDCからリアルビジョン株式142,000株及び新株予約権3,300個を譲り受けたことに伴い、同月20日付けでNDCと連名で大量保有報告書を提出しています（株券等保有割合は新株分が2.24%。新株予約権分が5.25%の合計7.49%）。現に、2014年3月31日時点のリアルビジョンの大株主にも、貴社（当時の商号は株式会社N&Mマネジメント）が第5位株主（所有株式数142,000株。持株割合2.4%）として登場しています（リアルビジョンの2014年6月25日付け有価証券報告書22頁）。

その後、同年8月22日になって、リアルビジョンは貴社が保有していた上記

3, 330個の新株予約権を全て取得しているところ（リアルビジョンの同年8月7日付け「第1回新株予約権の取得に関するお知らせ」）、EDINET上、貴社からは取得した株式及び新株予約権の増減についてその後変更報告書が提出された形跡は全くありません。それにも拘らず、2014年9月30日時点のリアルビジョンの大株主からは貴社は登場しなくなっています（リアルビジョンの2014年11月14日付け第2四半期報告書8頁。第10位株主の持株割合は1.28%）。

① この点、貴社が行った当社株式の大量買集めにおいても、当社の2022年4月22日付けプレスリリースで指摘したとおり、遅くとも同月4日には大量保有報告書を提出して、一般株主及び投資家の投資判断にとって非常に重要な情報である、株式の取得状況や保有目的（「重要提案行為等を行うこと」）について開示すべきであったのにこれを開示しないまま、同月5日以降も4日間で合計23万株（所有割合にして1.50%相当）の当社株式を買い増した結果、当社の主要株主となるに至っており、金商法27条の3第1項及び同法27条の5第1項に規定される書類の提出期限（報告義務発生日から5営業日以内）を大幅に徒過するといった法令に違反する行為を行っているところであって、貴社による大量保有報告書の提出懈怠・提出遅延が繰り返されているのではないかと懸念されます。従って、以上の懸念に鑑み、上記リアルビジョンの株式について変更報告書を提出していない理由について、具体的にご説明ください。

② なお、貴社の回答書（1）では法令等違反の事実について「ありません」と断言されていたにも拘らず、その後、貴社の貸借対照表公告義務違反について指摘されるや、回答書（2）においては、尾端氏の代表取締役就任「以前の期間に係る貸借対照表公告の義務違反については、当社（尾端）において、把握できておりませんでした」と回答を修正されると共に、その後は論点をすり替えて貴社の財務内容の回答を頑なに拒まれている状況と認識しておりますが、法令等違反の事実の有無についてはまさに貴社自身のコンプライアンス状況に関する事項であって、貴社代表者尾端氏も前代表者である橋祐司氏から貴社株式を譲り受ける際に当然説明を受けているはずの事項である、又は少なくとも現時点において貴社として当然把握されているべき事項と存じます（もしこれらの事項を全く知らされずに尾端氏が橋祐司氏から貴社株式を譲り受けたのであれば、M&Aの実務上、尾端氏は橋祐司氏に対して何らかのアクションを講じていて然るべきかと存じます。）ので、貴社の回答書で法令等違反の事実について「ありません」と断言されたこととの整合性を含めて詳細にご説明ください。